

事 務 連 絡
平成 29 年 12 月 1 日

各保険医療機関
各保険薬局 様

北海道国民健康保険団体連合会

北海道医療給付事業（重度心身障がい者・ひとり親・乳幼児）に係る
レセプト併用化について（通知）

平素より、本会の審査支払業務につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚く
お礼申し上げます。

さて、平成 30 年 8 月診療分からのレセプト併用化に向けて、北海道保健福祉部長よ
り別添通知を各保険医療機関等へ送付する旨の依頼がありましたのでご連絡いたしま
す。

なお、レセプト併用化に向けて、社会保険診療報酬支払基金と協議を進めておりま
すことを申し添えます。

国医第1157号

平成29年11月24日

各医療機関の長 様

北海道保健福祉部長

北海道医療給付事業（重度心身障がい者・ひとり親・乳幼児）に係るレセプト併用化について（通知）

本道の国民健康保険事業及び北海道医療給付事業の推進につきましては、日頃より格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、道では、重度心身障がい者などの医療費自己負担の軽減を図るため、昭和48年から北海道医療給付事業を実施してきておりますが、対象医療費をレセプトとは別に請求する仕組みとしていることから、これまで、そのためだけの諸手続きや処理など、医療機関の皆様には事務の負担をおかけしておりました。

この度、平成30年4月からの国民健康保険の都道府県単位化に伴い、全国統一の国保事務処理システムの運用による市町村事務の効率化を推進するとともに、医療機関における請求事務等の軽減を図ることにも繋がるレセプト併用化（レセプトの法別番号の設定）を、直近の受給者証の更新時期である平成30年8月から実施することといたしましたので、お知らせします。

なお、レセプト併用化による請求事務の詳細につきましては、現在検討中ではありますが、今後は次のスケジュールで進めさせていただきますので、御承知置き願います。

記

【今後のスケジュール】

- ① 平成30年2月 レセプト併用化に伴う医療給付事業制度及び請求事務の変更点に関する概要（マニュアル等）の提示
- ② 平成30年2～7月 道医師会や審査支払機関と協力し、①を踏まえた質問や意見に対する回答、詳細事項について周知
- ③ 平成30年4月 国保の都道府県単位化開始
- ④ 平成30年8月 北海道医療給付事業に係るレセプト併用化開始

連絡先

国保医療課国保制度グループ

担当：川戸（tel：011-204-5244）

障がい者保健福祉課基盤グループ

担当：狩野（tel：011-204-5264）

子ども子育て支援課医療・母子保健グループ

担当：加藤（tel：011-206-8343）